

イギリスのクレジット・ユニオン

大きな転換期を迎えて

目次

はじめに

1. クレジット・ユニオンの概要

- (1) 特徴
- (2) クレジット・ユニオンの目的
- (3) 組織
- (4) 基本的な商品・サービス

2. 具体的な業務

- (1) 職員
- (2) 活動拠点
- (3) ローンの貸出

3. クレジット・ユニオンの現状

- (1) 基本統計
- (2) コモンボンド別
- (3) 他国との比較

4. クレジット・ユニオンをめぐる動き

- (1) 政府の支援
- (2) 成長を促進するための動き
- (3) FSAへの監督権限の移行

おわりに

〔要 旨〕

1. イギリスのクレジット・ユニオンは、組合員によって所有され、経営が行われる金融協同組合である。クレジット・ユニオンの特徴は、組合員が職業や居住地域等の共通の関係（コモンボンド）で連帯していることである。ローン金利は1979年クレジット・ユニオン法により、月1%を上回らないことが定められており、組合員に低利のローンを提供している。
2. クレジット・ユニオンの経営は、ボランティアの理事会によって無報酬で行われる。多くの組合では有給の職員はおらず、預金の受け入れ等もボランティアが行っている。
3. クレジット・ユニオンの数は、2000年末に687組合、組合員数は32万5,058人、預金残高は1億8,277万ポンド（約367億円）、貸出金残高は1億7,466万ポンド（約351億円）であった。近年、組合数、組合員数とも増加しているが、現状では預金、貸出金とも極めて小口であり、クレジット・ユニオンがイギリスの消費者信用に占めるシェアも1%にも満たない。
4. クレジット・ユニオンは、2002年に大きな変化を迎えた。その監督権限が友愛組合登記所からFSA（金融サービス庁）に移り、他の金融機関と同様の規制・監督を受けることとなったのである。これにより、利用者は金融オンブズマンサービスや金融サービス補償機構によって保護されることとなったが、同時にクレジット・ユニオンはFSAの厳しい規制に従うこととなり、今後は金融機関としての基盤の拡充が必要となる。

はじめに

イギリスでは相互組織の金融機関である住宅金融組合(Building Societies)や共済事業を行う友愛組合(Friendly Societies)が、国内の金融サービス市場において大きな位置を占めている。住宅金融組合は、住宅抵当貸付、預金においてそれぞれ19%、18%のシェアを占め、友愛組合は生命保険の上位10位までに3組合が入っている。しかし近年、住宅金融組合や友愛組合では、相互的な組織形態から株式会社に転換する組合が相次ぎ、以前と比べて業態の規模は縮小した。

他方、イギリスにおけるもう一つの相互的な金融組合「クレジット・ユニオン」は、近年その数が増加し、組合員数も増えている。ただし、業態としての規模は住宅金融組合とは比較にならないほど小さく、民間銀行と同様に店舗を構え、職員を雇用している住宅金融組合とは業務の展開状況も異なる。クレジット・ユニオンは、同じ地域に住む人々、同じ職場で働く人々が連帯して設立し、店舗も職員も持たず、ボランティアの活動によって業務を行うことが多いからである。

クレジット・ユニオンは、2002年に大きな変化を迎えた。その監督権限が友愛組合登記所(Registry of Friendly Societies)からF S A(金融サービス庁)に移り、他の金融機関と同様の規制・監督を受けることとなったのである。筆者は、02年9月にクレ

^(注1)
ジット・ユニオンの同業者団体の一つであるABCUL(Association of British Credit Unions Ltd) を訪問する機会を得たので、そのヒアリング内容を含め、イギリスのクレジット・ユニオンの現況について紹介することとする。

(注1) イギリスのクレジット・ユニオンの同業者団体には、ABCULのほか、Scottish League of Credit Unions, Association of Independent Credit Unions, ACE Credit Union Services等がある。このうちABCULは、2000年の時点で組合員数の82%を占める、イギリス最大の同業者団体である。なお、北アイルランドについては、Irish League of Credit Unionsがカバーしている。

1. クレジット・ユニオンの概要

(1) 特徴

クレジット・ユニオンの源は、19世紀半ばにドイツで設立された信用協同組合にある。その後、ヨーロッパの信用協同組合運動の調査を行っていたカナダのデジャルダンが、1900年にケベック州に庶民金庫(Caisse Populaire)を設立し、これが北アメリカのクレジット・ユニオン運動の先駆となった。イギリスでは1964年に最初のクレジット・ユニオンが設立された。

^(注2)
クレジット・ユニオンは、イギリスにおいては1979年クレジット・ユニオン法のもとで運営されている。

クレジット・ユニオンは、組合員によって所有され、経営が行われる金融協同組合であり、利潤のためではなく組合員にサービスを提供するために活動している。住宅

金融組合との主な違いは、クレジット・ユニオンの組合員になるためには、他の組合員とコモンプンド(common bond)を共有していなければならないということである。

コモンプンドは、日本語では「共通の結びつき(紐帯)^(注3)」等と訳され、具体的には職業や居住地域等の共通の関係をさす。イギリスのクレジット・ユニオンの主なコモンプンドは、以下の5つである。^(注4)

住むあるいは働く(Live or work)

すべての組合員は、特定の地域に住んでいるか、働いている。個々の組合によっては、その地域で学んでいる人やボランティアをしている人を含める場合もある。

雇用(Employment)

すべての組合員は、同じ雇用主あるいは雇用主の集団のために働いているか、同じ職業についている。

居住(Residential)

すべての組合員が、特定の地域に居住している。

団体(Associational)

すべての組合員が同じ団体に属している。例えば、労働組合、ハウジングアソシエーション、宗教グループ等。

住むあるいは団体(Live or association)

すべての組合員は、特定の地域に住んでいるか、何か共通点を有している。共通点については、例えば該当地域外でも、同じ雇用主に雇用されている、同じ教会のメンバーである等。^(注5)

したがって、例えば 居住地域をコモ

ンプンドとするクレジット・ユニオンの場合は、組合員になるためにはその地域に居住していることが条件になる。

(注2) イギリスは北アイルランドを含む4つの地域から成るが、79年クレジット・ユニオン法はグレートブリテン(イングランド、スコットランド、ウェールズ)のみを対象とし、北アイルランドは対象としない。ここでは便宜上イギリスと記述するが、そこには北アイルランドを含まないことに注意されたい。

(注3) 長谷川勉「日本におけるクレジット・ユニオンの理論と動向」『生活協同組合研究』2001年2月号

(注4) ABCUL Information Sheet 'Summary of Credit Union Registration'に基づく。2002年秋以降の規制緩和により、コモンプンドが増えている可能性もある。

(注5) このコモンプンドは2000年に導入されたため、後の統計(後掲第3表)にはあられない。

(2) クレジット・ユニオンの目的

79年クレジット・ユニオン法によれば、^(注6) クレジット・ユニオンの目的は、預金の積み立てによる組合員の貯蓄奨励、組合員のために公正で妥当な金利で信用供与を行う財源の創造、相互利益のため組合員の預金を利用・管理、お金の賢い使い方や財務管理の面での組合員の訓練・教育、の4点である。

(注6) 後で述べるように、クレジット・ユニオンでは出資予約として預金が預け入れられ、出資金と預金という言葉がほぼ同義で用いられる。ここでは、統一するため出資金の意味合いが強い場合を除いて預金として表記する。

(3) 組織

クレジット・ユニオンの組合員になることができるのは個人のみであり、最低21人の組合員によって構成される必要がある。

出資額は1口1ポンドと定められ、組合員は最高で5,000ポンド、あるいは各組合の総出資(預金)額の1.5%まで出資(預金)を行うことができる。各組合員は、出資(預金)額によらず、総会では1人1票の投票権を持つ。

クレジット・ユニオンの経営は、ボランティアの理事会メンバー(Board of Directors)によって無報酬で行われる。理事は、クレジット・ユニオンの組合員でなければならず、人数は5~15名以内の奇数と決められている。クレジット・ユニオンは法人であるため、それ自体が負債に対する責任を負うこととなっており、各理事の個人的な資産が弁済にあてられることはない。

クレジット・ユニオンの業務の中心である融資に関しては、貸付委員会(Credit Committee)が担当する。貸付委員会は組合員の選挙によって選ばれた3~6人で構成される。主な役割は、貸付をめぐる方針や手続きを定めたり、理事会に対して貸出方針の策定を勧めたり、マーケティングを計画したり、預貸率を勘案して融資を引き締めたりすることである。

監事会(Supervisory Committee)のメンバー3人は、総会で組合員によって選出される。監事会は、組合員の目となり耳となることが役割とされ、内部監査と、クレジット・ユニオンの経営が法制度の枠組みや、規制、組合の方針に沿って行われているか、そして組合員の利益に合致しているかどうかをチェックする。

これらの役割を担う人々はすべて、ボラ

ンティアで無報酬である。唯一の例外は、会計係理事で、組合員が合意すれば謝礼を受け取る場合もある。組合によっては、これ以外にも委員会や役職を設けていることもある。

(4) 基本的な商品・サービス

クレジット・ユニオンでは、出資予約として預金を受け入れている。組合員から集められた預金は組合員に貸し出されるローンの財源となる。預金金利のように預入時に金利が定まっているのではなく、資金運用の結果として配当金が支払われる。79年クレジット・ユニオン法により、各組合員に対する配当金は8%を超えてはならないと定められている。

いずれのクレジット・ユニオンでも、regular share saving account(普通出資預金口座)、standard share account(標準出資口座)等の名称の基本的な口座があり、すべての組合員はこうした口座を保有する必要がある。組合によっては、それ以外の種類の口座を追加的に設けている場合もあるが、先に述べたとおり、預金の上限は5,000ポンド、あるいは預金額の1.5%のどちらか大きい方に定められている。預金は引き出し可能であるが、クレジット・ユニオンは組合員に対して60日前に通知することを求めることができる。

クレジット・ユニオンに預金を行うと、自動的に生命保険に加入し、組合員は保険料を払わなくても、死亡の際には預金額の2倍の額を受け取ることができる。保険金

は、預金者が指定した人に支払われることとなる。

ローンについても、金利は79年クレジット・ユニオン法によって月利1%、年利換算で12.68%を上回らないように定められている。ローンの上限は10,000ポンド、返済期間は無担保ローンの場合は3年、有担保の場合は7年以内とされている^(注7)。ローンを組む際にはいかなる手数料も不必要で、繰上償還も無料で行うことができる。また、ローンを借り入れると、組合員が保険料を負担しなくても自動的に生命保険に加入し、万一の際には保険料でローンを返済することができる。ローンの審査については、後で詳しく述べることとする。

(注7) クレジット・ユニオンは資産規模等の要件によりVersion1とVersion2に分けられている。規模等の大きいVersion2の組合では、返済期間は無担保ローンで5年、有担保ローンで15年以内までとVersion1よりも長い。また、ローンの法定上限額は撤廃されたが、後述のCREDによりVersion1は最高10,000ポンド、Version2は10,000ポンドあるいは預金額の1.5%のいずれか大きい額に定められている。

2. 具体的な業務

ここで、クレジット・ユニオンの具体的なイメージが分かるように、どのように業務を行っているのかについて説明することとする。

(1) 職員

クレジット・ユニオンでは、すべての組合に日常業務を行う職員がいるわけではな

い。職員を雇う余裕がない組合では、組合員のボランティアが預金の受け入れや払い出しなどを行っている。職員が雇用されている場合でも、職員は理事会の決定に沿って業務を遂行する。

99年にLiverpool John Moores大学のジョーンズ氏が530のクレジット・ユニオンを対象に実施した調査によれば、有給の職員がいる組合の割合は約2割にすぎなかった。ただし、この割合はコモンボンド別に異なっており、居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンでは10%と低かったのに対し、雇用を基盤とするクレジット・ユニオンでは78%に達した。

(注8) Paul A Jones, 'Towards sustainable credit union development'.コモンボンドが居住地域のクレジット・ユニオン447組合、雇用の83組合を対象にアンケート調査を実施。

(2) 活動拠点

職員同様、営業する場所についても、すべてのクレジット・ユニオンが持っているわけではない。例えば、ある地域の教会を基盤として作られたクレジット・ユニオンの場合、ミサが開かれるときに係の人が組合員から預金を集めるというように業務を行っていることもある。

先のジョーンズの調査によれば、居住地域をコモンボンドとするクレジット・ユニオンの53%はコミュニティーセンターや教会で業務を行っていた。また、26%がボランティアの人の自宅で、12%は地方公共団体の場所で業務を行っており、自らの活動拠点を持っているのは17%に過ぎなかつ

た。雇用をコモンボンドとするクレジット・ユニオンでも自らの活動拠点を持つのは29%で、63%は雇用主が所有する場所を利用していた。

また、拠点はあっても、ボランティアが業務を遂行しているため、営業時間は週に数時間という組合が多い。

(3) ローンの貸出

クレジット・ユニオンでは、融資の判断を行う貸付委員会はボランティアであり、金融業務の専門家ではない。したがって貸倒れを防ぐために、融資はかなり厳しい枠組みのなかで行われている。クレジット・ユニオンによって詳細は異なるが、通常は、一定期間、一定額以上の預金を行っている等の条件を満たしたうえで、ローンの金額は預金の何倍までと定められていることが多い。

しかし、こうした枠組みのなかで融資を行うといっても、やはり審査を行う必要がある^(注9)。ABCULへのヒアリングによれば、「4C」と呼ばれる項目が重視されている。4Cは、Character(人物)、Capacity(返済能力) Collateral(担保)、Conditions(状況)を指す。

まず、Character(人物)は、その人の性格の良し悪しではなく、現住所に定住しているか、現在の職場に落ち着いているのか、定期的に所得があるか等を判断材料とする。

Capacity(返済能力)は非常に重要な要素で、可処分所得はいくらあって、そのなか

からローンの返済は可能かどうかをみる。予算シートというものを使って計算を行うが、組合員のなかには、自分の家計の状況を数字で見るのはこれが初めてという人もいるとのことである。

CollateralとはCollateral Security、つまり見返り担保のことである。もし組合が預金額の2倍までローン融資を行うという条件を設けている場合は、ローンの半分は担保がとれているということになる。このほか、住宅、車、宝石、生命保険契約等を担保とすることもできる。

Conditions(状況)とは、環境の変化等である。例えば、若い共働き夫婦のうち一人が失業するというような生活条件の変化を考慮に入れることである。

ただし、4Cだけをみれば自動的に融資を行えるのではなく、貸倒れのリスクを減らすためには、借入者の個別の条件を勘案して審査を行う必要がある。そのため貸付委員会のメンバーは、審査方法についての研修を受ける。

組合員がコモンボンドで連帯していることや、比較的厳しい枠組みのなかで融資が行われていることから、クレジット・ユニオンの貸倒比率は1%未満ということである。

(注9) ABCULの南イングランド担当フィールドスタッフであるPeter Bussy氏へのヒアリングによる。

3. クレジット・ユニオンの現状

ここで、クレジット・ユニオンに関する統計をいくつか紹介したい。

(1) 基本統計

友愛組合登記所によれば、クレジット・ユニオンの数は、2000年末に687組合、組合員数は32万5,058人となった(第1表)。総資産は2億1,497万ポンド(約432億円)^(注10)、預金残高は1億8,277万ポンド(約367億円)、貸出金残高は1億7,466万ポンド(約351億円)、件数は16万5,920件である。クレジット・ユニオンの数、組合員数、総資産、預金・貸出金残高は、年々増加している。

1組合平均にすると、組合員数は473人、総資産は31万3,000ポンド(約6,290万円)、預金残高26万6,000ポンド(約5,347万円)、貸出金残高25万4,000ポンド(約5,110万

円)である。また、1組合員当たりの預金は562ポンド(約11万3,000円)、1件当たりの貸出金残高は1,052ポンド(約21万1,400円)である。したがって、平均的なクレジット・ユニオンの規模は小さく、預金、貸出金とも小口であることが分かる。

第2表は、クレジット・ユニオンを総資産の規模別にみたものであるが、かなりばらつきがあることが分かる。なかには903万ポンド(約18億1,500万円)を超える大規模な組合もあるが、この規模の組合はわずか3組しか存在しない。一方、687組合のうち57.2%(393組合)の資産規模は、7万2,252ポンド(約1,452万円)以下であった。

(注10) 2月6日現在のレート約201円で計算。

第1表 クレジット・ユニオンの推移

(単位 組合、人、千ポンド)

		組合数	組合員数	総資産	預金	貸出金
実数	1996年末	550	190,825	100,348	87,686	81,242
	97	596	224,674	123,979	107,394	98,811
	98	630	255,596	147,940	126,721	121,813
	99	666	295,826	180,633	153,850	147,781
	00	687	325,058	214,977	182,771	174,667
前伸 年び 比率	97	8.4	17.7	23.2	22.5	21.6
	98	5.7	13.8	19.3	18.0	23.3
	99	5.7	15.7	22.1	21.4	21.3
	00	3.2	9.9	19.0	18.8	18.2

資料 Registry of Friendly Societies' Report of The Chief Registrar 2000-2001'

(2) コモンボンド別

コモンボンド別にクレジット・ユニオンをみると、居住地域をコモンボンドとする組合は、組合数では54.6%、組合員数では39.9%を占めるが、総資産における割合は22.0%と小さ

第2表 資産規模別にみたクレジット・ユニオンの動向(2000年末)

(クレジット・ユニオン全体の資産に占める各クレジット・ユニオンの資産の割合)	資産規模 (ポンド)	このグループに属するクレジット・ユニオンの数	このグループ合計の資産	
			残高 (千ポンド)	全体に占める割合(%)
5%以上	9,031,662~	3	47,468	22.1
1~5%未満	1,806,332~9,031,661	18	68,364	31.8
0.2~1%未満	361,266~1,806,331	80	58,365	27.2
0.04~0.2%未満	72,253~361,265	193	29,257	13.6
0.04%未満	0~72,252	393	11,523	5.4
計		687	214,977	100.0

資料 第1表に同じ

第3表 コモンボンド別クレジット・ユニオンの状況（2000年末）

（単位 組合，人，千ポンド）

		実数			構成比			1組合当たり	
		組合	組合員	総資産	組合	組合員	総資産	組合員	総資産
コ モ ン ボ ン ド	居住	375	129,731	47,342	54.6	39.9	22.0	346	126
	住むあるいは働く	113	30,312	14,734	16.4	9.3	6.9	268	130
	雇用	93	135,409	133,080	13.5	41.7	61.9	1,456	1,431
	団体	106	29,606	19,821	15.4	9.1	9.2	279	187
	計	687	325,058	214,977	100.0	100.0	100.0	473	313

資料 第1表に同じ

い（第3表）。一方、雇用をコモンボンドとする組合は、組合数では13.5%と4つのタイプのうちで最も割合が低いが、組合員数では41.7%、総資産では61.9%を占める。

住むあるいは働くをコモンボンドとする組合は、総資産に占める割合は4つのうちで最も低いが、組合員数は前年比151%、総資産は226%と大幅に増加している。

友愛組合登記所によれば、住むあるいは働くというコモンボンドは99年に導入され、00年には113組合となった。このうち33組合は新しく設立されたが、その他は既存のクレジット・ユニオンがコモンボンドを変更して生まれたものである。

コモンボンド別には、雇用を基盤とする組合の規模が大きく、住むあるいは働くをコモンボンドとする組合の増加率が高い。

（3）他国との比較

イギリスのクレジット・ユニオンを他国と比較してみるとどうであろうか。

アメリカでは、クレジット・ユニオンは金融サービス市場におけるメジャーなプレイヤーであり、人口の25%が小切手口座、クレジットカード、モーゲージ等を利用し

ている。アイルランドでは、人口の半分が地元のクレジット・ユニオンに属しており、多様な金融サービスを提供している。またカナダでも総人口の約15%にあたる460万人がクレジット・ユニオンの組合員である。イギリスでは、人口5,710万人に対して組合員数が32万人であるので、人口の0.6%に満たない。また、消費者信用に占めるシェアも1%にも満たないのに対して、アイルランドでは45%、カナダでは20%を占めるとされる^{（注11）}。これらの国と比較すると、イギリスのクレジット・ユニオンの存在感はかなり小さい。

（注11） R.D.Donnelly and H.Kahn 'Conditions Favourable to Credit Union Development - A Case Study'

4. クレジット・ユニオンをめぐり動き

以上述べたとおり、イギリスでは、組合員数等が増加しつつあるものの、金融サービス市場におけるクレジット・ユニオンのシェアは非常に小さい。しかし、過去十数年にわたり、クレジット・ユニオンに対し

てはその成長を促そうとする政府からの多大な支援があった。

(1) 政府の支援

政府のクレジット・ユニオンに対する支援は80年代中ごろから拡大した。イギリスでは、79年にサッチャーが政権につくと、失業者が増え、貧困に苦しむ人が増大した。貧困を撲滅するための戦略を求めている地方公共団体や中央政府の各機関は、貧しい人々に低金利のローンを提供するクレジット・ユニオンに対するサポートを行うようになった。84年には、グラスゴーで初めてクレジット・ユニオン・デベロップメント・エージェンシーが設立され、クレジット・ユニオンに対して1千万ポンド以上の資金提供が行われた。^(注12)

スコットランド行政部 (Scottish Executive) のレポートによれば、この時期のスコットランドでは、クレジット・ユニオンだけでなく、雇用創造に効果的とみられたコミュニティ・ビジネス全般に、かなりの額の公的資金が費やされ、劇的な成長を遂げた。しかし、コミュニティ・ビジネスは業務を持続的に行うことができず、よく知られた事業体のいくつかがつぶれたこともあり、80年代終わりごろまでには政策が見直され補助金も減った。しかし、クレジット・ユニオンはその後も多額の公的資金を受けつづけてきた。

特に97年にブレアが政権につくと、Social Exclusion (社会的排除) という概念とともに、クレジット・ユニオンに対する関

心が一層高まった。社会的排除とは、人々や地域が失業、スキル不足、低所得、不十分な住宅、犯罪の多発する環境、不健康や家庭崩壊等の問題に苦しんでいるときに起こり得ることを簡略化した言葉で、単なる貧困や低所得よりも広い概念を含む。^(注13) こうした社会的排除の問題に対応するため、97年には社会的排除対策室 (Social Exclusion Unit) が設立された。人々や地域が金融サービスを受けられない Financial Exclusion (金融排除) は、社会的排除の一つの側面である。

98年9月に出された社会的排除対策室のレポートでは、イギリスでは約225万人が銀行口座をもたないとされた。近年、銀行同士の合併や、インターネット等のデリバリーチャネルの拡大とともに、イギリスの銀行は店舗統廃合を進めており、過疎的な地域や貧困地域では銀行の支店廃止が相次いでいる。金融排除の問題は、ますます深刻になっているのである。

政府は、こうした問題を解決するために、クレジット・ユニオンが大きな役割を果たすと考え、様々な側面から支援を行ってきた。政府や地方公共団体等の各機関は、資金援助を行うほか、開発を支援する担当のスタッフを配置したり、クレジット・ユニオンに対して活動拠点を提供する等の支援を行っている。近年のクレジット・ユニオンの数の増加は、こうした支援が行われた結果とみられる。

しかし、長期にわたり多額の支援を受けたにもかかわらずクレジット・ユニオンの

成長度合いは小さく、むしろ政府の支援がその成長を妨げる一因となっているという批判もある。大きな原因としては、クレジット・ユニオンを貧困問題を解決するという社会的な目的を達成する方策とみるか、あるいは利用者に金融サービスを提供する金融機関として考えるかの間で矛盾が生じていることが考えられる。

例えば、社会的排除への対策の一環として行われる公的機関の支援は、クレジット・ユニオンの自律性をボランティアをベースとする活動で達成しようとしていることが多い。しかし、一般の銀行から十分なサービスを受けられない人々が、金融機関としてのクレジット・ユニオンに対して多様で専門的な金融サービスを望む場合、ボランティア中心で専門家不在のクレジット・ユニオンではそうしたニーズに応えることは難しい。^(注14)

また、特定の地域に対して行われる公的資金の提供は、クレジット・ユニオンのコモンボンドを限定的なものとし、居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンの潜在的な成長力を制約する可能性がある。居住地域を基盤とするクレジット・ユニオンが、他のコモンボンドのクレジット・ユニオンよりも小規模にとどまっていることは先にみたとおりである。そして、貧困地域とされる地域でクレジット・ユニオンを振興しようとするのが、クレジット・ユニオンに対して従来人々が抱いていた「貧しい人々の銀行 (poor person's bank)」というイメージを増長し、利用意欲を減退させ

ているとの指摘もある。^(注15)

(注12) Ray Donnelly 'British Credit Unions at the Crossroad'

(注13) Social Exclusion Unit (社会的排除対策室)のホームページの説明による。

(注14) Scottish Executiveのレポート等に見られる。

(注15) この意見はABCUL information sheetや Paul A Jones, 'The Growth of Credit Unions and Credit Co-operatives - Is The Past Still Present?' にみられる。

(2) 成長を促進するための動き

貧困等の社会的な問題への対策としてクレジット・ユニオンをみるのが妥当かどうかは、先に挙げたジョーンズの調査でも検討された。ABCULの協力を得て行われた同調査では、クレジット・ユニオンの現状をつぶさに調べたうえで、成長しているクレジット・ユニオンは、金融機関として経済的な目的を第一に置いていることを見いだした。その結果をふまえ、クレジット・ユニオンは、基盤が何も無いところに地域をつくるためではなく、ある程度基盤ができた地域の力を強化するための手段としてみる方がよいと結論づけた。

この調査結果を受けてABCULは、クレジット・ユニオンの自律的な成長を優先させる方針をとり、そのためには、十分な大きさと多様性を兼ね備えたコモンボンド、成功を目標としたビジネスプランの策定、スキルやビジョンをしっかり持ったリーダーシップ、スポンサーあるいはパートナー等の要素が重要であると指摘した。

このような成長を達成するためには、預金やローン、組合員数に上限を定め、コモ

ンボンドの範囲に制限を設けている79年クレジット・ユニオン法の改正が必要だとした。同法は、World Council of Credit Unions(クレジット・ユニオン世界連盟)から「世界で最も制限の多いクレジット・ユニオン法」と呼ばれたこともあり、ABCULでは、これを改正するためのキャンペーンを97年6月から行ってきた。

(3) FSAへの監督権限の移行

イギリスでは、2000年6月に成立(施行は2001年12月)した「金融サービス市場法」(Financial Services and Market Act)が金融サービス全般について、監督制度や消費者の保護などについて定めている。従来は、銀行、証券、保険等の3業態に分かれて規制が行われていたが、01年12月からはこの法律のもと、金融サービス業全般についてFSAが一元的に監督する制度に改められた。これまで友愛組合登記所による監督を受けていたクレジット・ユニオンも、02年7月からは他の金融機関と同様にFSAの監督を受けることとなった。

a. 規制緩和

02年7月以降は、79年クレジット・ユニオン法は依然としてクレジット・ユニオンを定義づける主要な法律であるものの、それが定めた多くの要件は金融サービス市場法によって効力を失ったり、クレジット・ユニオンに関する規則集CREDによって置き換えられることとなった。これにより、組合員数の上限5,000人の撤廃、1人当たり

のローンの法定上限額の撤廃(前述のCREDの規則には従う)、ローン返済期間の延長等が行われた。また、かつては制限されていた銀行、住宅金融組合、他のクレジット・ユニオン、地方公共団体等からの資金借入が可能になった。これ以外にも改定された項目があり、その後さらに規制改革令もだされるなど、規制緩和は進行中である。ABCULでは、今後も引き続きクレジット・ユニオンの成長のために必要な規制の緩和を求めている。

b. 利用者保護の充実

イギリスの金融機関利用者は、金融サービス市場法に基づいて設けられた金融オンブズマンサービス(Financial Ombudsman Service)と金融サービス補償機構(Financial Services Compensation Scheme)によって保護されている。

金融オンブズマンサービスは、利用者と金融機関との間に問題が生じた際に、その解決を手助けする機関である。かつては、業態ごとに設けられていたオンブズマンサービスが統合され、金融機関全般に関する問題の解決にあたることとなった。金融機関に対して不満や苦情がある利用者から相談を受けたオンブズマンは、実態を調査して問題解決のための仲裁を行う。

金融サービス補償機構は、金融機関の破綻によって受ける利用者の損失を補償するものであり、これもかつては個別に存在していた機構が統合された。サブ・スキームとして預金、保険、その他投資の3つが設

けられ、補償額等の規定はサブ・スキームごとに決定されている。

クレジット・ユニオンも、02年7月以降はこれらの制度によってカバーされることとなった。クレジット・ユニオンが破綻した場合、組合員の預金は、金融サービス補償機構により最初の2,000ポンドについては全額、次の33,000ポンドについては90%、つまり最高で31,700ポンドまでは補償される。現在のところは十分なファンドが積み立てられているので、クレジット・ユニオンは補償機構に対する賦課金の支払いを行っていないとのことである。今後の負担については、ABCULとFSAとの間で議論がなされている。

おわりに

ABCULでは、金融サービス補償機構の対象となったことによって、クレジット・ユニオンの信頼性が向上することを期待している。しかし同時に、クレジット・ユニオンも他の金融機関と全く同様の規制・監督を受けることになったのであり、理事や監事等組合の管理業務を行う人は、FSAによって認可を受けることが必要になった。クレジット・ユニオンが従うべき規則を記したCREDは150ページにも及ぶが、今後はこうした規則を遵守しつつ業務を行わなければならない。

しかし、先にみたように、多くのクレジット・ユニオンは職員を雇用するゆとりがなく、金融業務の専門家ではないボランティ

アが業務を担当している。ジョーンズの調査では、地域を基盤とするクレジット・ユニオンの86%で、ボランティアの「燃え尽き」がクレジット・ユニオンの成長を制限していると回答した。今後厳しい規制に沿って業務を遂行することが求められると、ボランティアに依存した活動は、ますます困難になるものとみられる。クレジット・ユニオンにとっては、金融機関としていかに自律的な経営を行うかということが、今後の重要な課題である。

クレジット・ユニオンの金融機関としての経営を支援するための方策として、Central Services Organization (CSO中央サービス組織)が設立された。これは、Treasury Task Force (財務省対策委員会)が、銀行やビルディング・ソサエティがクレジット・ユニオンの効率性やサービスの拡大のために協力できることを検討した結果、ビジネスプラン作りやマネジメント、マーケティング、バックオフィス業務、資産運用、資金決済業務等を支援する組織の設立を提案したことによる。現在その具体的な業務の内容については、ABCULも含めて検討がなされているところである。

以上を総合すると、イギリスのクレジット・ユニオンは近年大きな転換期を迎え、金融機関として存立するための基盤を整えつつある。今後、「貧しい人々のための銀行」というイメージを脱皮して、金融排除を受けている人を含め利用者を拡大できるかどうかを試されることとなる。

<参考文献>

- ・今田忠「英国のコミュニティ開発組織」『コミュニティ政策研究』第3号2001年3月
- ・内山博史「支えあい，応答しあう地域経済のしくみ - コミュニティ・ビジネス，クレジット・ユニオン，LETSをめぐる - 」『環境技術』Vol.31 No 2 (2002)
- ・谷川孝美「アメリカにおけるクレジット・ユニオンの現状について」『信用組合』2002年11月号
- ・長谷川勉「日本におけるクレジットユニオンの理論と動向」『生活協同組合研究』2001年2月号
- ・藤沢光治「クレジット・ユニオンの理念と日本の運動の課題」『農林金融』1981年3月号
- ・吉田裕「英国における預金保険制度と中小/零細金融機関への影響 - ビルディング・ソサイティ業界とクレジット・ユニオン業界へのヒアリング結果も含めた考察 - 」SCB London通信第6号
- ・<http://www.scbri.jp/london.htm>
- ・ABCUL 'Information Sheet' 各種
- ・<http://www.abcul.org/>より
- ・Charles Ferguson, 'Summary: Report for the National Consumer Council: Reforms to UK Credit Union Legislation', 1997
- ・Donal McKillop and Charles Ferguson, 'An-

Outline of the Origin and Behavioural Characteristics of Credit Union'

- ・ Paul A Jones, 'Towards sustainable credit union development' 1999
- ・ Paul A Jones, 'The Growth of Credit Unions and Credit Co-operatives - Is The Past Still Present?' in "Banking and Social Cohesion" 1999
- ・ Registry of Friendly Societies, 'Report of The Cief Registrar 2000-2001'
- ・ Ray Donnelly 'British Credit Unions at the Crossroad'
- ・ R.D.Donnely and H.Kahn, 'Conditions Favourable to Credit Union Development - A Case Study'
- ・ The Scottish Executive Central Research Unit 2000(スコットランド行政部), Credit Union Development Activity in Scotland
- ・ HM Treasury 'Credit Unions of The Future Taskforce Report' 1999

(副主任研究員 重頭ユカリ・しげとうゆかり)